

海外療養費支給申請 必要書類のご案内

1、後期高齢者医療療養費支給申請書

- 医科・歯科の種別ごと、医療機関ごと、診療月ごとに1枚の申請書が必要です。
- 申請件数が複数の場合、原本が1枚あればコピーの使用が可能です。ただし、印鑑は1枚ごとに押印してください。
- 指定の用紙は、市役所にあります。

2、診療内容明細書 (Form A) ※様式は、別添のとおり

- 東京都が指定している様式でなく、医療機関が発行する書類でも代用可能です。ただし、Form Aの内容を含んでいることと、外国語の場合には翻訳文が必須である点にご注意ください。
- 必ず、原本でご提出ください。PDFなどのデータの場合には、印刷してご提出ください。

3、診療内容明細書が外国語の場合は翻訳文

- どなたが翻訳なさっても差し支えありませんが、余白に翻訳者の住所と氏名を記載してください。
- 診療内容明細書の余白に日本語訳を記入する場合は、必ずコピーをご使用ください。(原本は、添付書類としてご提出いただきます。)
- 翻訳の書式は、原本と翻訳文を左右で見比べた場合に、どの部分がどこの翻訳文であるかの判断ができれば、原文と全く同じ書式でなくても結構です。

4、領収明細書 (医科の場合は Form B、歯科の場合は Form C)

※様式は、別添のとおり

- 東京都が指定している様式でなく、医療機関が発行する領収書でも代用可能です。ただし、Form BまたはCの内容を含んでいることと、外国語の場合には翻訳文が必須である点にご注意ください。
- クレジットカードで支払った場合に、医療機関の請求書とカード会社の利用明細書を併せて提出し、審査対象となったケースがあります。(医療機関からの請求書のみでは、実際の支払い確認ができないため、審査不可となる場合があります。)
- 領収書は、コピーをとった上で返却いたします。

裏面に続く